

岡山県計量法関係手数料

2 特定計量器の検定(型式承認外)

| 区 分 | 金 額 | |
|--|--|--|
| | 現 行 | 改 訂 |
| 1 質量計(非自動はかり(ばね式指示はかり及び検出部が電気式のものを除く。))に限る。) | | |
| ひょう量が5kg以下のもの | 180円 | 180円 |
| ひょう量が20kg以下のもの | 210円 | 210円 |
| ひょう量が50kg以下のもの | 280円 | 280円 |
| ひょう量が100kg以下のもの | 370円 | 370円 |
| ひょう量が250kg以下のもの | 570円 | 570円 |
| ひょう量が500kg以下のもの | 1,000円 | 1,000円 |
| ひょう量が1トン以下のもの | 1,760円 | 1,760円 |
| ひょう量が2トン以下のもの | 2,910円 | 2,910円 |
| ひょう量が5トン以下のもの | 6,730円 | 6,740円 |
| ひょう量が10トン以下のもの | 8,560円 | 8,570円 |
| ひょう量が20トン以下のもの | 12,710円 | 12,740円 |
| ひょう量が30トン以下のもの | 15,570円 | 15,610円 |
| ひょう量が40トン以下のもの | 20,480円 | 20,570円 |
| ひょう量が50トン以下のもの | 23,150円 | 23,270円 |
| ひょう量が50トンを超えるもの | 23,150円 に、ひょう量10 トンまでを増す ごとに23,15 0円の5分の1 の額を加えた 額。ただし、そ の額に100円 未満の端数が あるときは、そ の端数金額を 切り捨てた額 | 23,270円 に、ひょう量10 トンまでを増す ごとに23,27 0円の5分の1 の額を加えた 額。ただし、そ の額に100円 未満の端数が あるときは、そ の端数金額を 切り捨てた額 |
| <p>最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、2倍の額とする。</p> | | |
| 2 温度計(ガラス製温度計に限る。) | | |
| (1) 計ることができる温度が零下5度以上105度以下のもの | 60円 | 60円 |
| (2) 計ることができる温度が零下5度以上200度以下のもの | 120円 | 120円 |
| (3) 計ることができる温度が零下30度以上105度以下のもの | 150円 | 150円 |
| (4) 計ることができる温度が零下30度以上200度以下のもの | 190円 | 190円 |